

雲仙市中期財政計画

(第 2 期)

期間：平成 2 4 年度～平成 2 8 年度

平成 2 4 年 3 月

はじめに

本市の財政状況について、平成 22 年度の決算統計（速報値）により、主な財政指標（財政状況を判断する数値）を県内の 13 市で比較すると、

- ・ 経常収支比率は、県内都市の平均「85.9%」に対し、雲仙市は「82.9%」と、低い方から 5 番目となります。
- ・ また、実質公債費比率は、県内都市の平均「12.6%」に対し、雲仙市は「13.7%」と、高い方から 4 番目となりますが、市債の繰上償還も積極的に行っており、標準財政規模に対する地方債現在高の割合は、県内都市の平均「183.2%」に対し、雲仙市は「157.6%」と、低い方から 4 番目となります。
- ・ さらに、将来負担比率では、県内都市の平均「54.9%」に対し、雲仙市は「18.8%」と、低い方から 2 番目であり、いずれの指標も数値は比較的に低く、本市の現時点での財政状況は、比較的健全な状況にあることを示しています。

経常収支比率	人件費・扶助費・公債費などのように、毎年度経常的に支出する経費に、地方税・地方交付税などの経常的な一般財源収入がどの程度充てられているかを示す比率で、この指数が小さいほど、財政に弾力性があるといえます。（数値が低いほど好ましい。）
実質公債費比率	借入金（市債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率で、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下します。（数値が低いほど好ましい。）
将来負担比率	一般会計等の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。（350%以上で早期健全化団体となる。）

しかし一方で、

- ・ 財政力指数は、県内都市の平均「0.38」に対し、雲仙市は「0.29」と、低い方から 6 番目であり、県央地区の大村市（「0.62」で 1 位）や諫早市（「0.53」で 3 位）と比較した場合、本市の数値は非常に低く、財政基盤が脆弱であることを示しています。

財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数（財政運営の自主性の大きさを示す指数）で、この指数が大きいほど財政的に余裕があるといえます。（数値が高いほど好ましい。）
-------	---

平成 23 年度までは、国の緊急経済対策等の制度を活用しながら、事業を実施してきたことから、各年度の決算額は膨張傾向にありました。しかし、平成 28 年度から始まる普通交付税の算定における特例措置（合併算定替え）の縮減により、将来の本市の歳入予算は、大幅に減少していくこととなります。自主財源の少ない本市の歳入予算は、地方交付税等による国からの財政支援を大きな柱としており、その最たる普通交付税の縮減は、市の財政運営に非常に大きな影響を及ぼすとともに、

それに応じた歳出削減が強いられることとなります。このことを考慮した場合、本計画期間（H24～H28）の財政運営での重要ポイントは、将来の歳入予算の規模を見据えながら、歳出予算の規模をどのように合わせて（縮減して）いくかにあります。

この特例措置の縮減は、平成28年度から平成32年度までの5カ年間で徐々に縮減されるものではありませんが、平成33年度以降と特例措置を受けている現在とを比較した場合、単年度で約40億円もの普通交付税が削減されるというもので、地方税やその他の歳入の増加が見込めない本市においては、この5カ年間で、これまでに例のないほどの急激な歳入予算の縮減を迎えることが見込まれています。

この急激な歳入減に応じて歳出を抑えていては、道路整備や補助事業といった各種の事業等（市民サービス）を劇的に削減しなければならず、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなるため、長期的な見通しを立てたうえで、計画的かつ可能な限り緩やかに、将来の歳出予算の規模を縮小させていくことが必要です。

そのためには、財政的な特例措置を十分に受けられる本計画期間においても、これまで以上に行政コストの縮減に努めながら、計画的な予算縮減を進めるとともに、将来の財政負担を減らすための市債の繰上償還や、財源不足に備えた財政調整基金等への積み立てなどを行うことが必要となります。

1．計画期間

平成24年度～平成28年度

ただし、計画策定にあたっては、普通交付税算定の合併特例措置（合併算定替え）終了後の財政運営を考慮し、平成38年度までの長期財政見通しを踏まえる。

2．歳入・歳出各費目の試算方法

別紙（9～10ページ）のとおり

3．中期財政計画

別紙（8ページ）のとおり

【歳入の主なもの】

地方税は、市民税において人口減少に伴う納税義務者の減少などにより、平成 24 年以降、減少していくことを見込んでおり、固定資産税においても、土地の地目変更等による異動や家屋の新增築による評価額の増加を見込むものの、家屋の滅失分や 3 年ごとの評価替えに伴う減価補正などから増減を繰り返し、長期的には減少していくことを見込んでいます。さらに、過去の実績等を考慮して、軽自動車税においてはほぼ同額を見込むものの、市町村たばこ税と入湯税においては、それぞれ毎年 3.5%と 4.9%の減少を見込んでおり、5 年後の平成 28 年度には、市税全体で 3.8%(約 1 億 3,800 万円)減少すると見込んでいます。

地方税や使用料などの収入については、収納対策の強化を図り、滞納の解消を目指していますが、重要な自主財源として、今後一層の収納推進に努めなければなりません。

地方交付税は、普通交付税において、平成 23 年度の算定基準をもとに、人口をはじめ道路や児童生徒数などの基礎数値の変動を推計して、交付額を試算しています。普通交付税は、本市歳入の 4 割以上を占める最も重要な歳入源であり、平成 27 年度までは増加を見込むものの、平成 28 年以降、急激に減少することが見込まれます。この平成 27 年度までの増加は、これまでの公債費(借入金の償還金)に対する交付税措置額が増加することが主な要因であり、平成 29 年度以降は減少に転じます。また、平成 28 年度以降の減額は、合併特例措置(「合併算定替え」)の縮減が始まることによるもので、合併後、毎年加算されていた増額分(最大 40 億円程度)が、平成 32 年度までの 5 力年間で徐々に減額され、平成 33 年度には特例措置が全く無くなることによるものです。

さらに、特別交付税においても、平成 25 年度までに段階的に縮減される見込みであり、以降は同額の交付を見込んでいますが、普通交付税・特別交付税ともに、国の地方財政計画の一般歳出が本計画の試算よりもさらに縮減されることがあり得ますので留意が必要です。

分担金及び負担金、使用料及び手数料については、平成 25 年度以降、過去 5 力年の推移を参考に推計した額を固定していますが、個々の負担額については、受益に見合った適正な負担となるよう、定期的な見直しを進めます。

国庫支出金及び県支出金は、経常的なもの(保育所運営費や生活保護実施に対する国庫支出金など毎年発生する性質を有するもの)については、将来の年齢別人口の推計等をもとに試算し、臨時的なもの(公共事業の実施に対する国庫支出金など臨時的に発生する性質を有するもの)は、投資的事業の実施見込みに応じて試算しました。その結果、経常的なものは増加するものの、臨時的なものが投資的事業等の縮減により減少することで、計画期間の 5 力年間は、ほぼ横ばいの状況を見込んでいますが、長期的には緩やかな減少傾向が続くことが見込まれます。

このことは、歳出における扶助費などの経常的な経費が増加していくことを意味しており、縮減していく総予算に対し、経常的な歳出の占める割合が年々増加

することになります。

繰入金は、歳出に比べて歳入が下回る場合に、その差額を財政調整基金または減債基金を取り崩して繰り入れを行い、財源不足を補てんすることとしました。

ただし、本計画期間の繰入金は、特定目的基金からの特定事業に対する事業費充当分の繰入分のみを計上しており、財源不足による財政調整基金等の取り崩しは見込んでいません。

これは、普通交付税の算定における特例措置分が、平成 27 年度までは満額措置されることと、平成 28 年度も 9 割措置がなされることにより、縮減していく歳出に対し、本計画期間は財源不足が発生しないと見込んだことによるものです。

しかし、平成 28 年以降、この特例措置は年々減額され、平成 33 年には特例措置がなくなることとなるため、計画的な予算縮減を実施しながらも、将来的に大きな財源不足が発生することが見込まれます。

地方債は、後年度の償還が過度の財政負担にならないよう、長期的な財政見通しに立った上で、計画期間中に見込まれる普通建設事業に応じて、発行額（借入額）を見込みました。

なお、合併特例債や過疎対策事業債といった大変有利な起債の活用期限が平成 27 年までしか見込めないことから、計画的な事業実施に努めることはもとより、より低利での資金調達に努めなければなりません。

その他の歳入では、財産収入において、平成 23 年度の見込み額を固定していますが、遊休資産の売却を図るとともに、市有財産の貸付料が適正な水準となるよう定期的な見直しを進め、収入の確保に努めます。

【歳出の主なもの】

人件費は、定員適正化計画に基づき、平成 28 年度までに職員数（普通会計以外の会計に所属する職員を含む）を 350 人に削減することにより、計画の最終年度となる平成 28 年度には、平成 23 年度見込みと比較して約 5 億 1,900 万円（12.5%）の縮減を目指します。

扶助費は、児童福祉費において、人口減少に伴う少子化の進行により、子ども手当や保育所運営費の支給が減少することが見込まれますが、同時に、国の制度改正や高齢化の進行、経済不況などから、社会福祉費における障害者自立支援給付事業の対象者の増、生活保護支給事業の対象者の増加による生活保護費の増が見込まれ、扶助費全体では、毎年増加しながら、計画の最終年度となる平成 28 年度には、平成 23 年度見込みと比較して約 6 億 2,700 万円（11.0%）の増加を見込みました。

公債費は、一般会計における既に発行済みの市債に対する通常償還（納期到来に伴う償還）と新たに発行予定の市債の償還分について試算しました。この場

合、新たな市債の発行が償還元金を上回らないよう抑えることで、将来の公債費の増加を抑制することができますが、長期的には、扶助費や繰出金など、他の義務的経費が増加することが見込まれており、将来の縮減された歳出予算を公債費が過度に圧迫することがないよう、更なる縮減が必要となります。

このため、計画期間の5カ年間の毎年度、5億円の繰上償還（納期到来前の償還）を行うことを計画しました。

投資的経費は、類似団体（人口規模や産業構造が似ている都市）の状況と比較した場合、雲仙市は非常に高い水準（多額の経費を要している）にあり、長期的な財政見通しを踏まえ、10年後の平成33年度に類似団体と同等の水準となるよう、普通建設事業費等の継続的かつ緩やかな縮減を目指します。

なお、本計画の投資的経費には、特定の個別事業を見込んでいるものではなく、大規模な事業等の実施にあっては、他の事業費等の抑制や有効な財源の確保など、財政面での十分な検討を行う必要があります。

物件費は、類似団体との比較において低い水準（あまり経費がかかっていない）を保っていますが、これまでの予算削減の取り組みと併せ更なる縮減を目指します。

維持補修費は、公共施設の老朽化等を考慮して、施設の適切な維持管理と長寿命化を図ることとし、このために必要な経費として、毎年3%の増加を見込みました。

補助費等は、市が構成員となっている一部事務組合の負担金と一般の補助交付金等を見込んでいますが、投資的経費と同様に、類似団体の状況との比較において非常に高い水準にあります。補助費等についても、長期的な財政見通しを踏まえながら、継続的かつ緩やかに縮減していくこととして、一般の補助交付金等において、制度の見直し・統合・廃止など、投資的経費と同等の水準での縮減を目指します。

なお、義務的な経費となる一部事務組合の負担金においても、効率性等を見据えながら、経費の縮減の検討を進めます。

積立金は、平成25年度までに庁舎整備基金へ毎年度1億円の積み立てを計画したほか、当該年度の歳入が歳出を上回る場合は、その差額を財政調整基金等へ積み立てることとしました。これは、長期見通しにおいて、普通交付税の合併特例措置が縮減される平成32年頃から、多額の財源不足が発生することが予想されており、その推計額は、長期見通し期間の平成38年までに70億円を越える額になることが予想されます。この財源不足に対応するため、本計画期間においても引き続き、可能な限りの基金積立を目指します。

繰出金は、簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計に対する繰出金について、事業の実施や地方債償還金等の推移に応じた増加として、両会計で平成23年度見込みから平成28年度までの5カ年で約1億1,500万円（11.8%）の

増加を見込みました。また、国民健康保険特別会計に対する繰出金は、平成 23 年度見込み（約 3 億 6,100 万円）と同額を見込みましたが、後期高齢者医療特別会計及び介護保険事業への繰出金（介護保険については島原地域広域市町村圏組合への負担金）では、高齢者人口の推計等を基礎として推計した結果、両会計で平成 23 年度見込みから平成 28 年度までの 5 ヶ年で約 2 億 2,600 万円（14.8%）の増加が見込まれ、繰出金全体では、5 ヶ年で約 3 億 4,100 万円（11.5%）の増加を見込みました。

【財政指標等】

財政調整基金等の残高は、計画期間（H24～H28）の積み増しにより、平成 28 年度末には、約 142 億 4,100 万円となることを見込みました。

この財政調整基金等は、将来見込まれる財源不足の補てんのため、十分な額を保持しなければなりません。

地方債残高は、計画的な地方債の発行及び繰上償還の実施により、平成 24 年度以降、大きく減少することを見込みました。

経常収支比率は、普通交付税の増加等により改善されてくることを見込んでいますが、平成 27 年度以降の縮減により悪化していくことを見込みました。

実質公債費比率は、新たに発行する市債の額が償還元金を上回らないよう市債の発行を抑えてきたことで、危険区域とされる 18.0%を超えることはないものと見込まれますが、繰上償還を行うことで更なる軽減を目指します。

【長期財政見通し】（11 ページ参照）

本市の歳入を見る場合、その特徴的な点は、歳入の 4 割以上を地方交付税が占めていることであり、その額の推移によって、歳入総額が大きく変動することです。この地方交付税は、前記「【歳入の主なもの】」のように試算したものです。平成 28 年度から、合併特例措置が段階的に縮減（平成 28 年度に 90%、以降 70%、50%、30%、10%を交付）され、平成 33 年度には本来の普通交付税の額（一本算定）になることにあわせ、公債費に対する交付税措置額も縮小するため、平成 28 年度以降、急激な地方交付税の減少が見込まれます。

また、地方税や国県支出金など、その他の歳入でも増加を見込む要素は殆どないため、歳入の減少傾向が加速化されますが、特例措置がなくなる平成 33 年度以降は、減少幅が緩やかになります。

一方、歳出での特徴は、扶助費・公債費といった義務的経費や老人保健特別会計・介護保険事業等への繰出金が占める割合が非常に高く、扶助費と繰出金にあつては、将来予想される高齢化の進展等に伴い、その割合は益々大きくなっていくことが見込まれます。

このことは、その他の歳出である投資的経費や補助費など、市民サービスに直結する事業などに要する経費を更に圧迫することとなり、歳入の急激な減少に合わせて歳出を削減することは、これらの経費を更に大きく圧迫（削減）する結果となりますので、市民サービス等を急激に悪化させることとなります。

このため、歳出予算の縮減を計画的・継続的に、かつ可能な限り緩やかに行うよう、段階的な縮減を長期的に実施することとしていますが、この場合、普通交付税の特例措置が少なくなる平成 32 年度頃から単年度財源不足の状態になることが見込まれます。

この財源不足については、財政調整基金等からの繰り入れにより補てんする必要があることから、本計画期間において、補てんに必要な所要額を財政調整基金等へ積み立てておくことが必要となります。

このような財政状況の中、大型事業等の実施にあたっては、継続事業や補助金等をはじめとした、さまざまな歳出との調整を行わない限り、財政的に厳しい状況を招くものと予想されます。

雲仙市中期財政計画(平成24年度～平成28年度)

〔歳入〕

(単位:百万円、%)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	見込み	増減率	計画	増減率	計画	増減率	計画	増減率	計画	増減率	計画	増減率
地方税	3,679	0.2	3,599	2.2	3,579	0.6	3,584	0.1	3,485	2.8	3,461	0.7
地方譲与税	308	7.8	285	7.5	271	4.9	258	4.8	246	4.7	234	4.9
各種交付金	490	1.2	471	3.9	465	1.3	460	1.1	454	1.3	448	1.3
地方特例交付金	78	4.9	3	96.2	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0
地方交付税	13,534	0.7	13,382	1.1	13,535	1.1	13,719	1.4	13,856	1.0	13,148	5.1
分担金及び負担金	326	2.2	349	7.1	317	9.2	317	0.0	317	0.0	317	0.0
使用料及び手数料	221	6.4	254	14.9	221	13.0	221	0.0	221	0.0	221	0.0
国・県支出金	6,075	6.8	5,967	1.8	5,938	0.5	5,897	0.7	5,972	1.3	5,914	1.0
繰入金	510	2,450.0	20	96.1	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0
地方債	3,387	12.2	3,423	1.1	3,397	0.8	3,095	8.9	2,937	5.1	2,263	23.0
その他	2,090	15.8	2,278	9.0	565	75.2	534	5.5	502	6.0	473	5.8
歳入合計	30,698	0.3	30,030	2.2	28,311	5.7	28,108	0.7	28,013	0.3	26,503	5.4

〔歳出〕

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	見込み	増減率	計画	増減率	計画	増減率	計画	増減率	計画	増減率	計画	増減率
義務的経費	14,246	3.2	14,341	0.7	14,275	0.5	14,043	1.6	14,146	0.7	14,017	0.9
人件費	4,138	1.1	4,220	2.0	4,048	4.1	3,848	4.9	3,772	2.0	3,619	4.1
扶助費	5,711	15.4	5,863	2.7	5,948	1.5	6,043	1.6	6,282	4.0	6,338	0.9
公債費	4,397	7.7	4,258	3.2	4,279	0.5	4,152	3.0	4,092	1.5	4,060	0.8
投資的経費	4,295	7.2	4,813	12.1	3,678	23.6	3,240	11.9	3,136	3.2	2,991	4.6
その他	10,477	3.6	10,876	3.8	10,359	4.8	10,824	4.5	10,732	0.9	9,495	11.5
物件費	2,680	22.8	2,414	9.9	2,458	1.8	2,313	5.9	2,251	2.7	2,191	2.7
維持補修費	107	2.7	118	10.3	122	3.4	125	2.5	129	3.2	133	3.1
補助費等	3,569	13.3	3,540	0.8	3,516	0.7	3,493	0.7	3,474	0.5	3,459	0.4
積立金	800	63.5	1,200	50.0	1,000	16.7	1,600	60.0	1,500	6.3	300	80.0
投資及び出資金・貸付金	367	10.7	570	55.3	209	63.3	177	15.3	146	17.5	117	19.9
繰出金	2,954	4.5	3,033	2.7	3,054	0.7	3,116	2.0	3,231	3.7	3,295	2.0
歳出合計	29,018	1.0	30,030	3.5	28,311	5.7	28,108	0.7	28,013	0.3	26,503	5.4

歳入歳出差し引き	1,680	0	0	0	0	0
翌年度に繰越すべき財源	1,275	0	0	0	0	0
実質収支	405	0	0	0	0	0

財政調整基金等残高	8,841	8.6	9,941	12.4	10,841	9.1	12,441	14.8	13,941	12.1	14,241	2.2
地方債残高	28,945	1.8	27,945	3.5	27,576	1.3	26,560	3.7	25,573	3.7	23,870	6.7

経常収支比率	87.2	88.7	87.5	84.7	84.4	86.7
実質公債費比率	15.6	13.6	13.7	12.3	11.9	11.5

端数整理(千円単位で試算後、百万円単位に四捨五入)のため、合計欄等が合わない場合がある。

財政調整基金等残高は当該年度末の「財政調整基金残高」と「減債基金残高」の合計額である。

主な歳入・歳出費目の算出方法

試算の前提

- ・普通会計ベース（本市は一般会計に同じ）で作成した。
- ・地方財政制度は、平成24年1月末までに判明した翌年度以降の地方財政制度によった。
- ・人口は、平成17年及び平成22年国勢調査の人口をもとに、コーホート変化率法により算出し、国勢調査年以外の年の人口増減率は、当該期間中を同率として推計した。

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
65歳以上	13,619	14,002	14,576	14,740	14,527
15以上65未満	27,312	24,784	21,874	19,443	17,417
15歳未満	6,314	5,541	5,060	4,531	4,063
合計	47,245	44,327	41,437	38,714	36,007

歳入

区分	算出方法
地方税	平成23年度決算見込みを基礎として、主に次の点を考慮して試算した。 人口減少等に伴う市民税等の減 土地・家屋の評価替え等に伴う固定資産税の減
地方譲与税 各種交付金	平成23年度決算見込みを基礎として、過去5ヵ年の実績や人口減少等の要因を考慮して試算した。
地方特例交付金	平成23年度決算見込みを基礎として、エコカー減税に伴う減収分の補てん措置の廃止等の要因を考慮して試算した。
地方交付税	普通交付税については、平成23年度決算見込みを基礎として、次の点を考慮して試算した。 国勢調査人口等の基礎数値の変動による影響 地方債の元利償還金に対する交付税措置見込み 平成28年以降の合併に伴う特例措置（合併算定替え）の縮減 臨時財政特例債の平成26年以降の廃止 特別交付税については、平成25年までに段階的に縮減されることを見込み、以降は同額を計上した。
分担金・負担金 使用料・手数料	平成23年度決算見込みまでの過去5ヵ年の推移を考慮して試算した。
国県支出金	平成23年度決算見込みを基礎として、扶助費に係る国県支出金は、将来の年齢別の人口推移などを考慮して積算し、投資的経費に係る国県補助金については、投資的経費の見通しに応じて試算した。
繰入金	平成23年度決算見込みを基礎として、平成24年度以降は、地域づくり基金などの特定目的基金の特定事業への充当を見込んで試算した。
地方債	投資的経費に係る市債は、投資的経費の見通しに応じて試算した。 この場合、合併特例債及び過疎対策債は平成27年までの特例措置とし、臨時財政対策債は平成25年までの措置として、以降は一般単独事業債を活用することとして試算した。
その他	諸収入については、中小企業経営緊急安定化対策貸付金利息等助成金等を考慮して試算し、その他の歳入については、平成23年度決算見込みまでの過去5ヵ年の推移を考慮して試算した。

歳出

区 分	算 出 方 法
人件費	人件費については、平成 23 年度決算見込みを基礎として、定員適正化計画による職員削減目標を考慮して試算した。 (ただし、特別会計に属する職員等の人件費は除く)
扶助費	扶助費については、社会福祉・児童福祉・生活保護・災害救助・教育等における事業について、平成 23 年度決算見込みを基礎として、将来の年齢別の人口推移等を考慮して試算した。
公債費	公債費については、通常の償還分として、すでに発行済みの起債に係る償還予定額に、今後発行を見込む市債に係る償還推計額を加算した。 また、将来の財政負担の軽減のため、計画期間の 5 カ年間において、毎年各 5 億円程度の繰上償還を計画した。
投資的経費	投資的経費については、将来の財政状況及び類似団体の水準等を考慮し、10 年後の平成 33 年度に同程度の水準となるよう、段階的に縮減を図ることとした。
物件費	物件費については、将来の財政状況等を考慮し、継続的な縮減を目標として試算した。
維持補修費	維持補修費については、施設の老朽化等を考慮し、毎年度 3%の増加を見込み試算した。
補助費等	補助費等については、平成 23 年度決算見込みを基礎として、義務的な一部事務組合への負担金等を見込むとともに、その他の負担金や単独補助等に係る経費について、類似団体の水準を考慮し、継続的な縮減を目標として試算した。
積立金	積立金については、庁舎整備基金に平成 25 年度まで各年度 1 億円を見込むとともに、当該年度の歳入が歳出を上回る場合に、財政調整基金等に積み立てることとして試算した。
投資・出資・貸付金	投資及び出資金・貸付金については、商工業者振興資金預託金及び中小企業経営緊急対策資金預託金、地域総合整備資金による貸付金を見込み試算した。
繰出金	繰出金については、下水道事業及び簡易水道事業における事業計画・企業債償還金の推移などを考慮して試算し、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計、介護保険事業に係る繰出金においては、将来の年齢別人口など対象者の推移を考慮して試算した。

【参考】雲仙市長期財政見通し

【歳入】

(単位:百万円、%)

	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38
地方税	3,679	3,599	3,579	3,584	3,485	3,461	3,436	3,339	3,315	3,292	3,204	3,183	3,163	3,079	3,061	3,043
地方譲与税等	877	759	740	721	703	686	669	653	637	622	607	593	579	566	553	540
地方交付税	13,534	13,382	13,535	13,719	13,856	13,148	12,836	12,092	11,158	10,249	9,414	9,355	9,295	9,236	9,177	9,119
国・県支出金	6,075	5,967	5,938	5,897	5,972	5,914	5,875	5,729	5,589	5,452	5,320	5,226	5,136	5,049	4,966	4,886
地方債	3,387	3,423	3,397	3,095	2,937	2,263	2,150	2,043	1,942	1,845	1,697	1,643	1,592	1,542	1,493	1,447
その他	3,147	2,900	1,123	1,091	1,059	1,030	1,002	977	953	934	934	934	934	934	934	934
歳入合計(A)	30,698	30,030	28,311	28,108	28,013	26,503	25,969	24,833	23,593	22,393	21,176	20,934	20,699	20,405	20,184	19,969

【歳出】

	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38
義務的経費	14,246	14,341	14,275	14,043	14,146	14,017	13,839	13,442	12,871	12,014	11,909	11,723	11,481	11,386	10,973	10,836
人件費	4,138	4,220	4,048	3,848	3,772	3,619	3,584	3,552	3,413	3,390	3,371	3,349	3,356	3,364	3,364	3,379
扶助費	5,711	5,863	5,948	6,043	6,282	6,338	6,338	6,267	6,199	6,130	6,062	6,032	6,002	5,971	5,942	5,912
公債費	4,397	4,258	4,279	4,152	4,092	4,060	3,917	3,623	3,259	2,494	2,475	2,343	2,123	2,050	1,668	1,545
投資的経費	4,295	4,813	3,678	3,240	3,136	2,991	2,780	2,639	2,509	2,381	2,266	2,197	2,128	2,069	2,005	1,945
その他	9,677	9,676	9,359	9,224	9,232	9,195	9,049	8,843	8,632	8,518	8,391	8,273	8,159	8,051	7,946	7,828
物件費	2,680	2,414	2,458	2,313	2,251	2,191	2,132	1,983	1,928	1,874	1,823	1,772	1,724	1,676	1,631	1,586
補助費等	3,569	3,540	3,516	3,493	3,474	3,459	3,357	3,259	3,168	3,081	2,997	2,917	2,840	2,765	2,694	2,625
繰出金	2,954	3,033	3,054	3,116	3,231	3,295	3,334	3,397	3,352	3,393	3,397	3,405	3,413	3,421	3,428	3,418
その他	474	688	330	302	275	249	225	204	184	170	174	179	184	188	194	199
歳出合計(B)	28,218	28,830	27,311	26,508	26,513	26,203	25,669	24,923	24,013	22,913	22,566	22,194	21,769	21,505	20,924	20,609

【歳入】の「その他」に含まれる「繰入金」及び【歳出】の「その他(その他)」に含まれる「積立金」には、財源不足調整のための財政調整基金等からの「繰入金」及び同基金への「積立金」は含まない。
端数整理(千円単位で試算後、百万円単位に四捨五入)のため、合計欄等が合わない場合がある。

財源過不足額(A)-(B)	2,480	1,200	1,000	1,600	1,500	300	300	90	420	520	1,390	1,260	1,070	1,100	740	640
財政調整基金等による補てん								90	420	520	1,390	1,260	1,070	1,100	740	640
財政調整基金等への積立て	800	1,200	1,000	1,600	1,500	300	300									

財政調整基金等残高	8,841	9,941	10,841	12,441	13,941	14,241	14,541	14,451	14,031	13,511	12,121	10,861	9,791	8,691	7,951	7,311
地方債残高	28,945	27,945	27,576	26,560	25,573	23,870	22,118	20,471	19,007	18,136	17,187	16,178	15,367	14,671	14,128	13,716

財政調整基金等残高は当該年度末の「財政調整基金残高」と「減債基金残高」の合計額である。

経常収支比率	87.2	88.7	87.5	84.7	84.4	86.7	86.9	88.6	90.2	91.2	97.5	97.9	96.9	96.9	94.8	94.2
実質公債費比率	15.6	13.6	13.7	12.3	11.9	11.5	11.8	11.9	11.5	11.4	12.4	13.4	13.7	12.9	11.7	10.7

おわりに

本計画は、計画策定時点で把握できた平成 24 年度以降の地方財政制度等に基づき策定したものです。

社会情勢や国の政策等が不安定な中、今後の地方交付税やその他の歳入見込みについては、将来の経済情勢や地方財政制度の見直しにより、大きく左右されることとなります。特に、本市の財政が一番影響を受ける普通交付税において、平成 28 年度から始まる合併特例措置の縮減により歳入が激減していくことは、合併前から判明している明確な事項であります。国の財政事情によっては、更なる削減を強いられる場合も想定されます。

また、今後も地方分権の一層の推進とともに、歳入・歳出のさらなる改革が実施されることも予想され、市の政策にあっても、市民サービスの維持・確保等のため、想定のない歳出を余儀なくされる場合も考えられます。このような中、今後の財政運営にあたっては、常に長期的な財政運営を視野に、これまで以上の行政コスト縮減に努めるとともに、本財政計画と期間を同時にする雲仙市総合計画の後期基本計画の推進にあたっては、国県等の動向や施策を注視しながら、有効な施策や制度には積極的に取り組み、市経済の活性化や市民生活の向上に向け、より効率的・効果的に、事業の重点化を進めなければなりません。

現在の本市の財政規模は、標準的な規模から大きく膨らんだものといわざるを得ません。市の財政運営において、効果や効率性を求めたスリムな行財政運営の追及は、行政の不偏の目標であり、可能な限り早期に、雲仙市の財政規模が本来の適正な規模となり、安定した行財政運営が継続できるよう、本計画を雲仙市の財政運営の指針として進めてまいります。